一般名処方について

**厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針と、現在医薬品の供給が不安定な状況が続いていることから、薬の安定供給のため当院でも一般名での処方せん交付を積極的に行っております。**

**一般名処方とは、お薬の有効成分をそのまま商品名として処方することで、調剤薬局において患者様ご自身が先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)のどちらでも選ぶことができます。また、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択できるため、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。**

**お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。**

**※医師の判断で場合によっては一般名(成分名)ではなく先発品医薬で処方することがあります。**

**※後発品や先発品でご希望の商品名がある場合は、調剤薬局の薬剤師さんとご相談ください。**

**2024年6月**

**みなとみらいメディカルスクエア**